**一般用消防計画作成例**

**※作成例のため、建物の規模（防災センターの有無等）や津波による浸水想定区域の該当の有無等、個々の事情を考慮し、必要に応じて内容の変更、追加又は削除をしてください。**

＝目次＝

第１章　総則

　第１節　目的等について

　第２節　管理権原者と防火管理者の権限と業務

　第３節　消防機関への連絡等

第２章　火災予防対策

　第１節　火災予防上の点検

　第２節　不備、欠陥部分の報告等

　第３節　火災予防措置

　第４節　工事中の防火管理

　第５節　放火防止対策

第３章　自衛消防活動対策

第４章　夜間、休日の防火管理体制

第５章　震災対策

　第１節　震災予防措置

　第２節　南海トラフ地震等大規模地震発生時の活動

　第３節　地震後の復旧活動等

第６章　防災教育及び自衛消防訓練

　第１節　防災教育等

　第２節　自衛消防訓練

第７章　防火管理業務の一部委託

附則

　別表１　自主点検チェックリスト

　別表２　自衛消防隊の組織及び任務分担

　別表３　防災センター従事者一覧表

　別表４　防火管理業務の委託状況表

　別図１　各階平面図（※各階平面図に消防用設備等の設置場所を明記します。）

　別図２　避難経路図

**○○株式会社消防計画（例）**

＜注意＞　①　＿＿＿＿＿は、統括防火管理者の選任が必要な場合に記載が必要です。

　　　　　②　＊については、該当する用途の場合に記載が必要です。

**第１章　総則**

**第１節　目的等について**

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項（又は横浜市火災予防条例第69条第２項）及び全体についての消防計画に基づき、○○株式会社の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この消防計画に定めた事項は、管理権原の及ぶ範囲として別図１に明示する部分とし、この範囲に勤務又は出入りするすべての関係者に適用する。

**第２節　管理権原者と防火管理者の権限と業務**

（管理権原者）

第３条　管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

　　また、共用部分のうち○階から○階までの階段、通路、エントランス等の部分の管理についても責任を持つものとする。

２　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わなければならない。

３　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

４　管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

５　管理権原者は、統括防火管理者を中心に各管理権原者と協力し、防火安全性の向上に努めるものとする。

（防火管理者）

第４条　防火管理者は、この消防計画の実行に関して、すべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

　(1)　自衛消防組織の編成と任務分担

　(2)　火災予防上の自主検査の実施と維持管理

　(3)　防火対象物の法定点検及びその立会い

　(4)　消防用設備等の法定点検とその立会い及び維持管理

　(5)　防火、避難施設の維持管理

　(6)　収容人員の適正管理

　(7)　従業員等に対する防火上必要な教育の実施

　(8)　消火、通報及び避難の訓練の実施

　(9)　消防機関への連絡等

　(10)　工事中における立会いその他火気使用又は取扱いの監督

　(11)　管理権原者への報告等

　(12)　放火防止対策の推進

　(13)　大規模な地震に関する諸対策

　(14)　統括防火管理者への報告

　(15)　その他

**第３節　消防機関への連絡等**

（消防機関への連絡等）

第５条　管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務 | 報告、届出及び連絡を要する場合 | 実施者 |
| 防火管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき | 防火管理者（※管理権原者の指示を受けて消防計画を作成　規則第３条） |
| 次に掲げる事項の変更があったとき・管理権原者又は防火管理者の変更・自衛消防の組織に関する大幅な変更・用途変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の大幅な変更・防火管理業務の一部委託の内容の変更 |
| 消防訓練実施の連絡 | 消防訓練を実施しようとするとき | 防火管理者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みが禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするとき（ただし、管理権原者及び防火管理者の確認後） | 承認を受けようとする者 |
| 防火対象物点検結果報告（該当する場合） | １年に１回、防火対象物点検資格者等が点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確認した後 | 防火対象物点検資格者等 |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 | １年（３年）に１回、防火管理者が立会い総合点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確認した後 | 関係者 |
| その他 | 建物及び各種設備等について、設置又は変更をしようとするとき（ただし、管理権原者及び防火管理者の確認後） | 設置（又は変更）しようとする者 |

（防火管理資料の保管等）

第６条　防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管しなければならない。

**第２章　火災予防対策**

**第１節　火災予防上の点検**

（日常の火災予防）

第７条　防火管理者のもとに各階に防火責任者、所定の区域ごとに火元責任者をおき、これを下表のとおり定めて日常の火災予防の徹底を図る。

|  |
| --- |
| 防火管理者　支配人　○○　○○ |
| 防火責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 職・氏名 | 担当区域 | 氏名 |
| １階 | チーフマネージャー○　○　　○　○ | 売場Ａブロック | ○　○　　○　○ |
| 〃　Ｂブロック | ○　○　　○　○ |
| ロビー、喫煙所 | ○　○　　○　○ |
| ２階 | サブマネージャー○　○　　○　○ | 売場Ａブロック | ○　○　　○　○ |
| 〃　Ｂブロック | ○　○　　○　○ |
| 喫煙所 | ○　○　　○　○ |
| ３階 | 庶務係長○　○　　○　○ | 事務室 | ○　○　　○　○ |
| 従業員休憩室 | ○　○　　○　○ |
| 従業員更衣室 | ○　○　　○　○ |

２　前項に定める各担当者の任務及び全従業員が注意すべき事項を下表のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　 | 担当者の任務 |
| 防火管理者 | ・防火管理業務の総括責任者・防火責任者及び火元責任者への指導監督 |
| 防火責任者 | ・担当区域内の火災予防の責任と火元責任者の指導監督。自主点検の実施・防火管理者の補佐 |
| 火元責任者 | ・担当区域内の自主点検の実施。特に、地震時の火気設備器具の安全確認・防火管理者及び防火責任者へ確認状況の報告 |
| 従業員等の注意事項 |
| 営業中 | １　消火器や屋内消火栓がある場所や建物内の階段、通路、出入口などの避難の用に供する施設及び避難口の周囲には、物品を置かない。避難口の施錠管理を行う。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かない。３　火気使用設備・器具の周辺は、整理整頓し、燃えるものを置かない。４　火の始末の確認の励行５　指定された場所での喫煙６　喫煙所以外で喫煙している客への喫煙の制止７　廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かない。８　シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込ませない。９　危険物品を使用するときは、事前に防火管理者の承認を得る。10　異常事態を発見あるいは異常事態が発生したときは、速やかに防火管理者に連絡する。 |
| 営業後 | １　喫煙所の吸い殻入れ、通路に設置のゴミ箱の確認。吸い殻は、不燃性の蓋付き水張り容器への処分２　放火防止のため建物内外の整理整頓。ゴミや段ボール箱などの燃えやすいものは決められた時間以外には出さない。３　火気使用設備・器具のスイッチの閉止確認と各室の施錠４　異常事態を発見あるいは異常事態が発生したときは、速やかに防火管理者に連絡する。 |

（火元責任者が実施する自主点検）

第８条　火元責任者（又は防火責任者）は、日常、次の区分により自主点検を実施するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検対象 | 実施頻度 | 点検対象 | 実施頻度 |
| 建築物 | 通路階段等 | １日２回 | 消防用設備等 | １日１回 |
| 防火区画 | １日２回 | 火気使用設備 | 毎日終業時 |

（防火責任者が実施する自主点検）

第９条　防火責任者（又は防火管理者）は、１か月に１回以上、別表１の自主点検チェックリストに基づく自主点検を実施し、その結果を保存するものとする。

（共用部分等の点検）

第９条の２　共用部分のうち当該管理する範囲の消防用設備等、防火・避難施設等の自主点検は、建物所有者と協力し実施するものとする。

（防火対象物の法定点検）※該当する場合

第10条　防火対象物の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づ

　き実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託点検業者 | 実施頻度（１年に１回） |
|  |  |
| 業者名 | ○○防災設備株式会社 | ○　　月 |
| 所在地 | ○○区○○町○－○ |
| 電　話 | ○○○－○○○○ |

（消防用設備等（特殊消防用設備等）の法定点検）

第11条　消防用設備等の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委託点検業者 | 消防用設備等 | 点検実施計画 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 業者名 | ○○防災設備株式会社 | 消　 　火　 　器 | ○　　月 |  |
| 屋内消火栓 | ○　　月 | ○　　月 |
| 所在地 | ○○区○○町○－○ | 自動火災報知設備 | ○　　月 | ○　　月 |
| 誘導灯 | ○　　月 |  |
| 電　話 | ○○○－○○○○ | 非常放送設備 | ○　　月 | ○　　月 |
| 避難器具 | ○　　月 | ○　　月 |

２　防火管理者は、消防用設備等の点検を実施するときは、立ち会うものとする。

**第２節　不備、欠陥部分の報告等**

（点検結果の報告）

第12条　自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告するものとする。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

（不備、欠陥等の改修）

第13条　防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告し、改修しなければならない。

２　防火管理者は、不備、欠陥部分の改修が容易でないものについては、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定しなければならない。

（統括防火管理者への報告）

第13条の２　防火管理者は、日常点検及び法定点検の結果を統括防火管理者に報告するものとする。

２　防火管理者は、不備、欠陥部分の改修結果、改修計画を統括防火管理者に報告するものとする。

**第３節　火災予防措置**

（火気の使用制限等）

第14条　防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

　(1) 喫煙できる場所

喫煙できる場所は、次のとおりとする。

　　　ア　休憩室

　　　イ　談話室

　(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

　　　厨房及び給湯室のみとする。

２　喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

　(1) 火気使用器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。

　(2) 火気使用設備・器具は必要な点検及び整備を行うこと。

　(3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

　(4) 喫煙場所以外では、喫煙しないこと。

（避難施設等における遵守事項）

第15条　防火管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

　(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

　　ア　避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

　　イ　床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないよう維持すること。

　　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

　(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

　　ア　防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

　　　　なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくものとする。

　　イ　防火戸に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

２　避難施設又は防火設備の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去する

ものとする。

　　なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

（避難経路図の管理）

第16条　防火管理者は、各階ごとの避難経路図を別図２のとおり作成し、提出するとともに、これを自衛消防隊員及び従業員に周知するものとする。

（収容人員の管理）

第17条　一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図るものとする。

＊（客席、避難通路の管理）劇場等の場合

第18条　横浜市火災予防条例第61条の定める基準により、客席及び避難通路を管理するも

　のとする。

＊（避難通路の確保）キャバレー、飲食店等の場合

第19条　横浜市火災予防条例第62条の定める基準により、客席は、いす席、テーブル席又はボックス席７個以上を通過しないで、有効幅員1.6ｍ以上の避難通路に達するように配置するものとする。

＊（避難通路の確保）百貨店、マーケット等の場合

第20条　横浜市火災予防条例第63条の定める基準により、次の事項を遵守するものとする。

　(1) 幅員1.8ｍ以上の主要避難通路を設けること。

　(2) 主要避難通路は、避難口に有効に通じさせ、色別により他の部分と区分するものとする。

　(3) 避難上必要な位置に、幅員1.2ｍ以上の補助避難通路を、有効に設けること。

＊（避難経路図の掲出）旅館、ホテル、宿泊所等の場合

第21条　横浜市火災予防条例第64条の定める基準により、宿泊室の見やすい場所には、当該宿泊室から屋外へ通じる避難経路等を明示した避難経路図を掲出するものとする。

＊（避難管理）ディスコ、ライブハウス等の場合

第22条　横浜市火災予防条例第64条の２の定める基準により、非常の際は、速やかに照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保つものとする。

＊（定員の管理）劇場等の場合

第23条　横浜市火災予防条例第65条の定める基準により、次の事項を遵守し、定員の管理を図るものとする。

　(1) 定められた定員をこえて、客を入場させないこと。

　(2) 客席内の避難通路に、客を収容させないこと。

　(3) 出入口等に定員表示板を設け、定員に達したときには直ちに満員札を掲げること。

＊（ハンディキャップがある人の安全確保）不特定多数の者が出入りする事業所等の場合

第24条　防火管理者等は、ハンディキャップのある入場者の把握に努めるとともに、避難誘導の際は、他に優先して安全に実施するものとする。

**第４節　工事中の防火管理**

（工事中の防火管理）

第25条　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

　(1) 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。

　(2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行なわないこと。

　(3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。

　(4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

　(5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。

　(6) その他防火管理者が指示すること。

**第５節　放火防止対策**

（放火防止対策）

第26条　防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策を講じるものとする。

(1)　建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。

(2)　物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。

(3)　出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。

(4)　不法侵入者の監視を行うこと。

(5)　外来者用トイレを従業員と共用にし、監視を強化すること。

(6)　監視カメラによる死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。

(7)　火元責任者及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。

(8)　夜間や休日の巡回を励行すること。

(9)　駐車場内の車両は、施錠すること。

**第３章　自衛消防活動対策**

（自衛消防隊の編成等）

第27条　火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊　　　　　　を編成する。

２　自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表２のとおりとする。

（自衛消防隊の装備等）

第28条　自衛消防隊の装備は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 装備品 | 数量 |
| 個人用装備 | 防火衣 | ×× |
| ヘルメット | ×× |
| 携帯用照明器具 | ×× |
| 警笛 | ×× |
| 防火靴 | ×× |
| 消防隊用装備 | 消火器 | ×× |
| とび口 | ×× |
| 携帯用拡声器 | ×× |
| ロープ | ×× |
| トランシーバー | ×× |
| 震災用救助資機材 | スコップ | ×× |
| つるはし | ×× |
| ハンマー | ×× |
| 金てこ | ×× |
| 鉄パイプ | ×× |
| ジャッキ | ×× |

（自衛消防隊の活動範囲）

第29条　自衛消防隊の活動範囲は、社内の管理範囲内とする。

２　近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合は、自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。

**第４章　夜間、休日の防火管理体制**

（夜間、休日の火災予防管理）

第30条　夜間、休日に巡回を行い、可燃物を整理整頓する等、火災予防上の安全確保に努めるものとする。

（夜間、休日における自衛消防活動）

第31条　夜間、休日における自衛消防活動は、第19条で定める任務分担にとらわれることなく、在館する隊員が次の措置を行う。

　(1)　通報連絡

　(2)　初期消火

　(3)　避難誘導

　(4)　消防隊への情報提供

　(5)　緊急連絡網による関係者への急報

（即時通報）※即時通報の承認がある場合

第32条　夜間、休日の無人時には、即時通報（承認番号○○-○○）を行うものとする。

２　火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけるものとする。

**第５章　震災対策**

**第１節　震災予防措置**

（什器等の転倒、落下防止措置等）

第33条　地震発生時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

　(1)　窓ガラス、看板及び広告塔等の落下、飛散、倒壊を防止すること。

　(2)　事務室内等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、急激な移動、落下を防止すること。

　(3)　火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。

　(4)　火気使用設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の安全装置の作動状況検査を行うこと。

　(5)　危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

（緊急地震速報活用方策の周知等）

第34条　緊急地震速報の有効活用による迅速な初動対応により、従業員等の安全確保が図られるよう、受信方法や活用方策等について従業員等に周知しておくものとする。

（震災備蓄品）

第35条　地震による従業員等の施設内待機や各部署での災害応急活動等に備え、３日分以上の飲料水及び食料をはじめとした次の品目を備蓄するものとする。

　(1)　生活必需品

ア　飲料水

イ　食料（缶詰、乾パン等）

ウ　簡易トイレ（トイレパック等）

エ　毛布等の寝具

　(2)　応急手当用品

　(3)　非常用物品

ア　携帯用照明器具、懐中電灯、電池

イ　携帯ラジオ

ウ　拡声器

エ　敷物、シート

オ　担架

　(4)　その他必要と認められるもの

２　従業員等に災害時要援護者（高齢者、乳幼児、妊婦等）が含まれている場合を考慮し、必要な品目を備蓄するものとする。

３　震災備蓄品は、次の場所に備蓄し、管理するものとする。

備蓄場所：

（帰宅困難者発生時の待機場所の確保等）

第36条　地震により公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがない場合における帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」ことを、従業員等に周知するとともに、安全に帰宅できるようになるまでの間の待機場所の確保と、部署ごとの情報提供等の手段を講じておくものとする。

　　待機場所：

（従業員等との安否確認手段の確保）

第37条　通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、災害時伝言ダイヤル等を活用した従業員との安否確認手段及び手順をあらかじめ定めておくものとする。

２　従業員は、地震発生時における家族等との安否確認手段を確保しておくものとする。

（地域防災計画等との整合）

第38条　防火管理者は、市、区が作成・公表する防災計画、地震の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合に努めるものとする。

２　地震時に消防計画に基づく活動が的確に行えるよう、別途作成した業務継続計画（ＢＣＰ）との整合を図っておくものとする。（※業務継続計画が作成されている場合に限る。）

（安全な避難場所の確認）

第39条　周辺での大火災が発生した場合に備え、避難場所及び避難方法等を確認しておき、従業員等に周知しておくものとする。

　　避難場所：

（周辺の事業所、地域等との協力体制の確保）

第40条　周辺の事業所や地域等と（災害時協定を締結している場合は協定に基づき）、連絡体制、支援内容等の確認や合同防災訓練等を行い、災害発生時における協力体制等を確保しておくものとする。

**第２節　南海トラフ地震等大規模地震発生時の活動**

（緊急地震速報の活用）

第41条　緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自らの安全を確保する。

また、来館者がいる場合は安全な場所に誘導し、身の安全を守るよう呼び掛けるものと

する。

（地震発生時の安全措置）

第42条　地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、次の安全措置を速やかに行うものとする。

1. 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防災センターに報告すること。
2. ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
3. 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防災センターに連絡すること。
4. 防火責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者に報告すること。また、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
5. 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握するとともに、倒壊危険、火災危険等のある場合は、使用禁止、立入禁止等の措置を行うこと。
6. 防災センターに従事する職員は、情報の収集と整理を行い、次の内容を放送設備等により周知すること。

ア　余震が続くおそれがあること

イ　転倒、落下物品等からの身体防護の指示

ウ　エレベーターの使用禁止

エ　屋外への飛出しの禁止

オ　その他必要な情報

（地震発生時の自衛消防活動）

第43条　地震発生時の自衛消防活動は、第３章によるほか、次のとおりとする。

　(1)　情報収集・伝達活動

ア　通報連絡班は、テレビ、ラジオ等を活用し、地震に起因する必要な情報の収集を行うこと。特に津波警報等、早急な対応が必要となる情報の把握に努めること。

イ　防災センターに従事する職員は、混乱防止を図るため建物内外の状況を把握し、放送設備等により在館者に対して必要な情報を適宜知らせるとともに、適切な指示を行うこと。

　　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

　(2)　初期消火活動

初期消火班は、次の活動を行うものとする。

ア　揺れが収まったのち、出火場所の確認を行い、初期消火活動を行うこと。

イ　消火設備の配管等が損傷していないか確認し、必要な措置を行うこと。

(3)　避難誘導活動

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

ア　在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から指示があるまで、照明器具等の落下に注意して、壁際等の安全な場所で待機させること。

イ　避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の指示により行い、携帯用拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示すること。

ウ　避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、頭部保護や足下注意等の必要な指示を行うこと。

エ　津波による浸水危険等が迫った場合は、以下の場所へ避難誘導を行うこと。

（※当該建物の３階以上の階に避難することが有効な場合を除く。）

　　避難場所：

オ　避難する際は、全員徒歩とすること。

カ　避難する際は、分電盤のブレーカーを遮断し、ガスの元栓を閉止すること。

キ　避難誘導は、全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行うこと。

(4)　初期救出、救護活動

応急救護班を中心に次の活動を行うとともに、自衛消防隊長は状況に応じて班員を増強するなど、効果的な活動を行わせるものとする。

　　ア　負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、負傷程度によっては医療機関に搬送すること。

　　イ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している人からとするが、要救出者が多数の場合は、救出作業が容易な人を優先することも考慮すること。

　　ウ　救出活動現場には消火器等を用意し、不測の事態に備えること。

（従業員等の安否確認）

第44条　事前に定めた確認手段により、従業員の安否確認を実施するとともに、従業員に対し、家族等との安否確認を行うよう周知するものとする。

(帰宅困難者対応)

第45条　帰宅困難者の発生を抑制するため、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員等に提供するものとする。

２　帰宅が困難な従業員等に対し、安全に待機できる場所を提供するほか、必要に応じて備蓄品を提供するものとする。

３　従業員等の帰宅に際しては、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

（周辺の事業所、地域等との連携）

第46条　施設内での対応が終了した後は、周辺地域の事業所、住民等と連携した地域の初期消火、救出・救護活動等に協力するものとする。

**第３節　地震後の復旧活動等**

（ライフライン途絶時の対応）

第47条　ガス、電気、上下水道、通信等のライフライン途絶時は、震災備蓄品を活用し対応するものとする。

（危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置）

第48条　地震後の二次災害発生を防止するため、次の措置を行うものとする。

(1)　火気使用器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行い、安全を確認するまでは使用しないこと。

(2)　危険物について、火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行うこと。

（復旧作業等の実施）

第49条　業務継続等に際し、建物の使用を再開するための復旧作業等を行うときは次の措置を行うものとする。

　(1)　復旧作業に当たっての出火防止教育等を実施すること。

　(2)　復旧作業に伴う立入禁止区域や避難経路等を従業員等に周知すること。

**第6章　防災教育及び自衛消防訓練**

**第１節　防災教育等**

（防災教育の実施時期等）

第50条　防災教育は、下表の区分に従い実施するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施回数実施時期対象者　　　　　　　　　　　実施者 | 防火管理者 | 防火責任者 | 火元責任者 |
| 防災センターに従事する職員 | 採用時、随時 | 各自５年ごと | ○ |  |  |
| 引継ぎ時 | 必要の都度 | ○ |  |  |
| 新入社員 | 採用時 | 採用時１回 | ○ |  |  |
| 正社員 | ○月、○月 | 年２回 | ○ |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  | ○ | ○ |
| 派遣社員 | 採用時 | 採用時１回 | ○ |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  | ○ | ○ |
| アルバイト・パート | 採用時 | 採用時１回 | ○ |  |  |
| 就業時 | 必要の都度 |  | ○ | ○ |

（防災教育の内容）

第51条　防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。

1. 消防計画について
2. 従業員等が守るべき事項について
3. 火災発生時及び地震発生時の対応について
4. その他火災予防上必要な事項について
5. 南海トラフ地震等大規模地震（以下「大規模地震」という。）の以下に関することについて

ア　大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ　地震及び津波に関する一般的な知識

ウ　大規模地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　大規模地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

オ　在館者に対する日常的な広報は、次によるものとする

(ｱ)　大規模地震が発生した場合に出火防止、在館者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(ｲ)　正確な情報入手の方法

(ｳ)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(ｴ)　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(ｵ)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（各種防火管理講習等）

第52条　防火管理者等は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講演会等に積極的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催するものとする。

（防災センターに従事する職員に対する教育）

第○条　防火管理者が別表3に掲げる防災センターに従事する職員に対して行う教育は、消防機関が実施する自衛消防業務新規講習を受講させることにより行わせるものとする。ただし、防災センターに従事する職員の勤務引継ぎ時に必要に応じて実施する教育については、この限りでない。

**第２節　自衛消防の訓練**

（自衛消防の訓練の種別等）

第53条　防火管理者は、下表により自衛消防の訓練を安全対策を図り実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 実施時期 | 訓　練　参　加　者 |
| 消火訓練 | ○月、○月 | ア　自衛消防隊員イ　正社員、パート、アルバイトの中から、ローテーションで半数以上の者 |
| 通報訓練 | ○月、○月 |
| 避難訓練 | ○月、○月 |
| 総合訓練 | ○月、○月 |

２　総合訓練は、大規模地震を想定した内容のものとする。その際は、情報収集・伝達に関する訓練、津波からの避難に関する訓練等を実施するものとする。

３　ビル全体で実施する訓練にも参加するものとする。

（消防機関への連絡）

第54条　防火管理者は、前条に掲げる自衛消防の訓練を実施しようとするときは、事前に消防機関に実施計画を連絡するものとする。

（自衛消防の訓練の結果）

第55条　防火管理者は、自衛消防の訓練を実施し、その結果を日常の防火管理体制及び消防計画の見直し、並びに次回に実施する自衛消防の訓練に反映させるものとする。

**第７章　防火管理業務の一部委託**

（防火管理業務の一部委託）

第56条　防火管理業務の一部を○○警備会社に委託する。

２　委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表４のとおりとする。

（委託者からの指揮命令）

第57条　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防　隊長の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。

（委託者への報告）

第58条　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況等について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

　　附　則

この計画は、令和○年○月○日から施行する。**別表１　自主点検チェックリスト**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物名称 |  | 記載年月日 |  　　年　月　日 |
| 所在地 |   | 記 載 者 |  |
| 項　目 | 内　　　　　　　　　　　　　容 | 結　 果 |
| １増築 | 増築、改築、用途変更等はありませんか。　　変更等がある場合、いつですか。（　○○年○○月○○日） | ある・ない |
| ２　防火管理者 | (1)届出している防火管理者に変更はありませんか。 **＊変更のある場合には、防火管理者選任（解任）届出が必要です。** | ある・ない |
| (2)防火管理者は、火元責任者その他防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えていますか。 | いる・いない |
| (3)統括防火管理者を選任し、全体についての消防計画が定められ、その内容が守られていますか。 **＊高層建築物、地下街及び複合ビル等は統括防火管理者の選任及び全体についての消防計画の届出が必要です。** | いる・いない |
| ３　消防計画 | (1)消防計画に変更はありませんか。 | ある・ない |
| (2)消防計画で定められた事項を、全従業員に周知徹底していますか。 | いる・いない |
| (3)人事異動等により自衛消防隊に変更はありませんか。 **＊変更のある場合には、消防計画作成（変更）届出が必要です。** | ある・ない |
| ４　火　災　予　防　管　理 | (1)避難口、廊下、階段及び階段室等の避難施設には、避難の障害となる物品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（　　　　　　　　　　　　　　） | ある・ない |
| (2)防火戸、防火シャッターは適正に機能しますか。また、閉鎖障害となるクサビ、ワゴン、商品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（　　　　　　　　　　　　　　） | ある・ない |
| (3)非常用進入口周辺に物品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（　　　　　　　　　　　　　　） | ある・ない |
| (4)公会堂、飲食店、物品販売店、病院及び前記の用途のある複合ビルなどのカーテン、じゅうたん等は防炎物品を使用していますか。 | ある・ない |
| (5)指定数量以上の危険物を無許可で、又は指定数量の１／５以上指定数量未満の危険物を無届けで貯蔵又は取り扱っていませんか。**＊指定数量とは→ガソリン200ℓ、灯油・軽油1,000ℓ、重油2,000ℓ等です** | ある・ない |
| (6)危険物の取扱いは、防火上安全な場所及び安全な方法で行っていますか。 | ある・ない |
| ５　火　気　使　用　設　備・器　具　の　管　理 | (1)設備、器具に応じて正しく使用していますか。 | いる・いない |
| (2)火気の使用中は、その場を離れないで監視を行っていますか。 | いる・いない |
| (3)使用後において、火元責任者等によるガス元栓等の閉鎖の確認を行っています　か。また、その結果を記録していますか。 | いる・いない |
| (4)防火管理者は、火元責任者、宿直者及び警備員等から火気管理について報告を受け、適切な指示をしていますか。 | いる・いない |
| (5)ちゅう房設備には、グリスフィルター又は防火ダンパーが設置されていますか。 | いる・いない |
| (6)フード及びグリスフィルター等の清掃を定期的に行っていますか。また、その結果を記録していますか。 最近の清掃年月日（　　年　　月　　日） **＊汚れ方に応じ、数日から１ヶ月程度に１度は清掃しましょう。** | いる・いない |
| (7)周囲に可燃物が置かれていませんか。 　　 ある場合、どんな物ですか。（　 　　　　　　　　　　　　 ） | いる・いない |
| (8)ちゅう房設備、ボイラー等増設・交換をしていませんか。**＊ちゅう房設備、ボイラー等は消防署への届出が必要な設備もあります。** | いる・いない |
| (9)機器には、破損、亀裂又は燃料漏れはありませんか。 | ある・ない |
| (10)耐震安全装置、過熱防止装置等の安全装置は正常に作動しますか。 | する・しない |
| (11)排気筒、排気ダクトに破損、亀裂はありませんか。 | ある・ない |
| ６喫煙　管理 | (1)喫煙場所及び禁煙場所を定め、それが守られていますか。 | いる・いない |
| (2)吸殻を定期的に灰皿等から収集し、水の入った容器などに処理していますか。 | いる・いない |
| ７放火防止 | (1)建物の外周部又は階段、通路に可燃物が置いてありませんか。 | ある・ない |
| (2)物置、空室などの施錠管理を行っていますか。 | いる・いない |
| (3)巡回、監視を行っていますか。 | いる・いない |
| ８工事中の消防計画 | (1)施設を使用しながら、工事を行う場合は、工事中の消防計画を定め届出をしていますか。 | いる・いない |
| (2)溶接・溶断器等火源となる器具又は引火性接着剤や溶剤の取扱い等には、立会いをしていますか。 | いる・いない |
| ９　地震対策 | (1)事務室内等の棚、什器及び物品等の転倒、急激な移動、落下防止の措置を行っていますか。 | いる・いない |
| (2)震災備蓄品は必要量を適切に保管していますか。 | いる・いない |
| 10　教　育　訓　練 | (1)消火、通報、避難訓練を消防計画に基づき、定期的に実施していますか。**＊短時間労働者（パート、アルバイトを含む。）に対する防災教育も必要です。** 　**＊特定用途（飲食店、物品販売店、病院及び社会福祉施設等）は年に２回以上の訓練を実施してください。** | いる・いない |
| (2)従業員等は、自衛消防隊としての指定された任務を理解し、担当する設備器具の操作要領を知っていますか。 　**＊従業員等に対し質問又は消防用設備等を取り扱わせ確認する。** | いる・いない |
| 11　点検報告等 | (1)消防用設備等の点検は定期的に実施し、かつ、報告をしていますか。 　**＊機器点検は６か月に１回、総合点検は１年に１回実施してください。** 　**＊消防署への報告は、特定用途（飲食店、物品販売等）は１年に１回、非特定用途（工場、事務所等）は３年に１回必要です。** | いる・いない |
| (2)点検結果による不良箇所は、改修していますか。 | いる・いない |
| 12　電気設備 | (1)変電、発電、蓄電池設備など ア　変電室などに、可燃物が置かれていませんか。 | いる・いない |
|  イ　壁、床、天井及び防火戸に破損などありませんか。 | ある・ない |
|  ウ　必要な知識及び技術を有する者による、設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を実施し、その結果を記録し、かつ、保存していますか。 | いる・いない |
| (2)配電盤、分電盤など ア　開閉器、過電流遮断器に破損はなく、電線との接続部にゆるみがなく、また、加熱していませんか。 | ある・ないいる・いない |
|  イ　ヒューズ、過電流遮断器は、適正なものを使用していますか。 | いる・いない |

◇　点検の留意事項 ◇

・　事業所の実態に該当する項目について点検を実施します。

・　不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告します。

**別表２　自衛消防の組織及び任務分担**

|  |
| --- |
|  |
|  | 自衛消防隊長 代表取締役社長 |  |
|  |  |
|  | 自衛消防副隊長 防火管理者 |  |
|  |  |
|  | 防災センター |  |
|  |  |
|  |  |  |  |   |
|  |  １階地区隊長 (　　　　　) |  | ２階地区隊長(　　　　　　) |  | ３階地区隊長(　　　　　　) |  | ４階地区隊長(　　　　　　) |    |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |
| 応急救護班（○○○）避難誘導班（○○○）初期消火班（○○○）通報連絡班（○○○）応急救護班（○○○）避難誘導班（○○○）初期消火班（○○○）通報連絡班（○○○）応急救護班（○○○）避難誘導班（○○○）初期消火班（○○○）通報連絡班（○○○）応急救護班（○○○）避難誘導班（○○○）初期消火班（○○○）通報連絡班（○○○）  |
| 担当 | 任務 |
| 自衛消防隊長 | 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。 |
| 自衛消防副隊長 | 隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。 |
| 防災センター | 指揮本部として各種情報の収集と整理、指示命令、消防隊への情報提供を行う。 |
| 各地区隊長 | 担当区域の初動措置の指揮のほか、隊長への報告連絡を行う。 |
| 班名 | 任務 |
| 通報連絡班 | ・消防機関への通報・館内への非常放送、指示命令の伝達と関係者への連絡 |
| 初期消火班 | ・出火場所の確認・消火器等による初期消火 |
| 避難誘導班 | ・避難開始の指示と誘導・避難口の確認と開放・未避難者等の確認 |
| 応急救護班 | ・負傷者の救出・救護・応急救護所の設置・救急隊への情報提供 |

◇作成上の留意事項◇

１　自衛消防隊長について……管理権原者またはこれに準ずる者とします。

２　自衛消防副隊長について…防火管理者又は相当職のものとします。

３　各班員について……………消防機関への届出は役職名等で構いませんが、事業者内に掲示するものは誰もが分かるように役職、係名、担当者名等を記入します。また、転勤等で変更が生じた場合は速やかな訂正が必要です。

**別表３　防災センター従事者一覧表**

年　月　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ. | 氏　名 | 本講習受講状況 | 再講習受講状況 |
| 終了年月日 | 講習機関 | 終了年月日 | 講習機関 | 終了年月日 | 講習機関 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

◇作成上の留意事項◇

　　防災センターに勤務する者（総合操作盤の操作及び監視を行う者）の一覧表を作成し、防火管理は、自衛消防業務新規講習の受講状況を把握します。

　　防災センターに従事する職員に対して、本講習を受講させること、そして５年ごとに再講習を受講させることは、防火管理者の責務とされています。

**別表４　防火管理業務の委託状況表**

年　月　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 担当事務所所在地 | 　ＴＥＬ |
| ※登録番号 | 　ＴＥＬ |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |   | 常駐人員 |  |
| 委託する時間帯 |   |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到着所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  |

　　◇作成上の留意事項◇

　　１「受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。

　　２※　登録番号とは、即時通報を行う警備会社として、横浜市消防局に登録されている番号を言い、登録されている場合は、該当する番号を記入します。未登録の場合は記入不要です。

**別図１　　　　　各階平面図　（管理権原の範囲は赤字で明示した部分です。）**

**別図２　　　　　避難経路図**

【消防用設備等】（例）

・・・消火器

　　　・・・誘導灯

　　　・・・屋内消火栓

　　　・・・避難経路